

NEWSLETTER

ミャンマー企業訪問

ACA Consulting Co., Ltd. 宮坂General Manager



写真：宮坂General Manager
Web: <http://www.aca-sekkei.co.jp/aca-cnslt>
Address: No.85, 5B, Sinn O Dan Street,
Latha Township, Yangon, Myanmar

Q 設計事務所ACA Consulting宮坂GMにお話を伺います。まず会社と宮坂GMのご紹介をお願いします。

ACA Consulting Co., Ltd.は長野に本社がある建築の総合設計事務所、株式会社エーシーエ設計の現地法人としてのヤンゴン事務所です。私（宮坂氏）は3代目の駐在をしており、現在ミャンマー人スタッフ2名とともに事務所を運営しています。スタッフのうち1名は日本語を勉強してもらっており、建築設計の基礎的な訓練を実施しています。長野では、将来的にマーケットも働き手も縮小するなかで、海外に活路を見出し、とりわけ未開拓部分が多いミャンマーに目を付けました。ミャンマーの皆さんは人柄も日本人に近く温厚で勤勉です。

2013年に設立し、今までは長野本社にミャンマー人を送り出すことを主に行っていました。こちらで採用サポートとスタッフのトレーニングを行い、本社が雇用した5名のスタッフが現在は長野の寒さに耐えながら日本の技術を身につけるべく現場で学んでいます。彼らには数年後にミャンマーに帰り活躍してもらうので、現地法人ではそのための準備をしています。業界の横のつながりを作って建築設計の業務を受注できるように情報収集しています。

Q ミャンマーならではの苦労はありますか。

設計というのは図面、つまり紙が納品物なわけですが、そこにお金をはらう習慣がミャンマーにはありません。図面があつてないような建設も多いです。よい施工業者・正しい測量をできる業者も

少ないため総合建築設計事務所としてプロジェクトマネジメントの仕事もニーズが出てくるものと考えています。順番にプロジェクトを構築し、そのための段取りをすることが現時点のミャンマーでは重視されていませんが、実はこの問題は根が深く、業界を問わずある問題だと思えます。

Q 建築業界の直近の動向はいかがですか。

現地企業と組んで情報をアップデートしていますが、直近では役所の許認可関係の手続きが政権交代の影響でスケジュールがよめなくなっています。日本の「建築基準法」や「都市計画法」に当たる法律もこちらではまだ整備の途中です。案件により事前の協議の窓口や申請時の手続きの窓口が変わったりしていますので、計画には余裕が必要です。

Q 読者の皆様へのアドバイスをお願いします。

ミャンマー人は日本人に似ている部分もありますが、誇り高い民族ですし、われわれは外から来ている外人ですから上から目線でものを言うてはいけません。日本人の常識で通用するわけではなく、違うものの見方をしている民族だということを意識して、神経を使って接したほうがよいと思います。軍政時代、ミャンマーには秘密警察があつて、自由に発言することもできませんでしたから人々が萎縮して当然です。焦らず、「ほめて伸ばす」ことがポイントです。

宮坂GM、ご協力ありがとうございました。

ミャンマー会計税務 トピック

【特別物品税】

2016年4月より特別物品税（Special Commercial Tax Law SCT）が施行されています。特別物品はスケジュールにてリストされており、たばこ、アルコール類、チーク材、ジュエリー宝石類、1800CC以上の車両、ディーゼル、ガソリン、天然ガスの輸入、製造には同法に基づき課税されます。5月末までに納税業者の登録を管轄の税務署に行うこととされ、登録を行わない場合には500万チャットのペナルティが課されます。



Sitting Budha in Mon State

Photo by Nakayama